

定義

この条例で使われている言葉の意味

障害のある人とは？

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害、その他の心身の機能障害があり、これらの障害と社会的障壁（バリア）によって、継続的に日常生活また社会生活を過ごす上で困難な状態にある人。



社会的障壁とは？

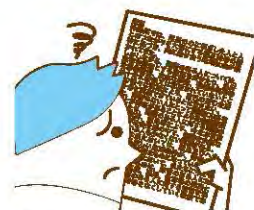


障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、障壁となるようなもの。

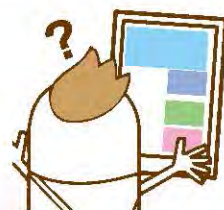
- ① 社会における事物 通行、利用しにくい施設、設備など
- ② 制度 利用しにくい制度など
- ③ 慣行 障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など
- ④ 観念 障害のある人への偏見など



(例) 街中の段差
3センチ程度の段差で車いすは進めなくなります。



(例) 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



(例) ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

条例における差別の禁止とは？

① 障害を理由とする不利益な取り扱い

条例における不利益な取り扱いとは、日常生活、社会生活について、下記に示す10の分野における「してはならないこと」を具体的に掲げ禁止しています。

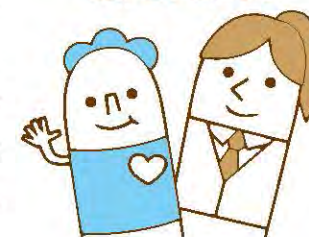
条例では次の10分野における差別の禁止について具体的に書かれています



② 必要かつ合理的な配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くために、必要かつ適当な変更及び調整を行うことが求められます。（合理的な配慮）こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

負担になりすぎない範囲で助け合いましょう



③ 障害のある人への虐待の禁止

障害のある人に対し、虐待をしてはいけません。